資料３

ファミリーシップ制度の導入について

「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」の実現に向け、自治体が独自で取り組むことができる「ファミリーシップ制度」の導入に向け、検討を進めてまいりたい。

１　ファミリーシップ制度の現状

・「ファミリーシップ制度」とは、様々な事情により婚姻制度を利用できないカップル及び生計を同一にする子ども等の家族について、相互に協力し合いながら、継続的に共同生活を行うことを約束した関係であることに対して、自治体が証明書等を発行する制度。

・当初は、「パートナーシップ制度」として、一方または双方が性的少数者である同性カップルから始まった制度だが、最近では、同性に限定せず、異性カップルを対象としている自治体が増えている。また、パートナーの子ども等も家族とみなす「ファミリーシップ制度」にまで拡充している自治体もあり、内容が多様化してきている。

＜参考＞先行して制度を導入している自治体において受けられるサービス

行政サービス	民間サービス
（都道府県） ・公営住宅への入居 ・公立病院における面会、手術同意等 （市町村） ・公営住宅への入居 ・公立病院における面会、手術同意 ・住民票の続柄を縁故者へ変更 ・救急車への同乗 ・各種申請の代理申請　等	・生命保険の受取人の指定 ・住宅ローン ・家族を対象としたサービス（家族割・クレジットカードの家族カード）

＜参考＞自治体における制度導入状況（2023.9.1 現在）

都道府県	パートナーシップ制度（14 都府県） 青森県、秋田県、茨城県、栃木県、群馬県、東京都、富山県、長野県、岐阜県、静岡県、三重県、大阪府、福岡県、佐賀県
県内自治体 （25 市町）	ファミリーシップ制度（13 市町） 名古屋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊田市、小牧市、大府市、知立市、みよし市、長久手市、豊山町 パートナーシップ制度（12 市町） 豊橋市、豊川市、刈谷市、西尾市、蒲郡市、新城市、東海市、高浜市、豊明市、日進市、田原市、幸田町

※　下線部は異性カップル含む。
※　全国では 326 自治体がパートナーシップ制度（ファミリーシップ制度含む）を導入している（2023.6.28 現在）。出典：渋谷区及び認定特定非営利活動法人虹色ダイバーシティ「全国パートナーシップ制度共同調査」

２　ファミリーシップ制度導入の検討開始の経緯

本年５月に開催した、第１回愛知県人権施策推進審議会において、「パートナーシップ制度の導入に向けて検討を進めてもらいたい」との御意見をいただいた。

その後、関係団体等にヒアリングを実施したところ、県が制度を導入することに賛成であり、異性カップルや子ども等を含んだファミリーシップ制度が求められていることが分かった。

＜主な意見＞

・法律婚の家族ではないから、病院でパートナーの病状説明が受けられなかったり、携帯会社等の民間サービスを利用できない場合がある。関係性を示す証明書が必要である。

・制度利用の有無に関わらず、県がパートナーシップ制度を導入すること自体が大きな啓発となり、性の多様性への県民の理解が広まると思う。また、県が姿勢を見せることで、当事者の自己肯定感につながる。

・導入していない市町村もあるので県としてパートナーシップ制度を導入してほしい。また、制度を導入している市町村においても、住んでいる市町村では知り合いが働いているので避けたい人もいる。選択の幅を広げる上でも県に導入してほしい。

・対象者については、同性カップルに限定せずに、異性カップルも含んだ幅広いものにした方が望まないカミングアウトを防ぐことができるのでよい。

・子育てをしている（希望している）同性カップルが増えてきているので、パートナーシップ制度に加え、子どもを含んだファミリーシップ制度の方が保育園や学校等に説明できてよい。

３　県が制度を導入する意義

・ 県内の 25 市町がパートナーシップ制度を導入しており、この内、子ども等を含めてファミリーシップ制度を導入しているのは 13 市町である。今後も、この動きは広がっていくと思われるが、導入しない市町村もあるので、県が制度を導入することで、未導入市町村に住んでいる方も制度を利用できるようになる。

・ また、県内の導入自治体から未導入自治体に引っ越しをするケースであっても、県単位の制度があれば、パートナーや子ども等との関係性を示すことができる。

・ その他、制度を導入している市町村においても、住居地の市役所等には、地元の知り合いが働いている等の理由で、申請することを避けたい人もいるので、選択の幅を広げる上でも、県に導入して欲しいという声がある。

・ 県として制度を導入すること自体が、「愛知県人権尊重の社会づくり条例」の理念である「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」に寄与するものである。

4　ファミリーシップ制度導入に向けた事務局案

（１）制度骨子

項　目	内　　　容	考　え　方
対象者	・全てのカップル※（同性・異性を問わない）及び生計を同一とする子ども等の家族	・性的少数者だけを対象者とした制度にすると、証明書を持っていることが、望まないカミングアウトにつながるおそれがある。 ・子どもを育てている（育てたい）カップルが増えている。
対象地域	・愛知県内居住者（すでに制度を導入している市町村を含む。）	・制度を導入していない市町村がある。 ・制度を導入している市町村であっても、地元では申請しにくいと感じる人もいる。
根拠	・要綱	・「多様性を認め合い、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくり」を理念として盛り込んだ「愛知県人権尊重の社会づくり条例」を既に制定している。 また、条例 15 条に、性の多様性の理解増進等についても規定済み。

※　双方が以下の全ての要件を満たす必要がある。
- 成年（満 18 歳）に達していること。
- 配偶者（事実上の婚姻関係を含む。）がいないこと。
- 宣誓者以外の者とファミリーシップ・パートナーシップの関係にないこと。
- 民法で規定する婚姻できない関係（直系血族又は三親等内の傍系血族、若しくは直系姻族）にないこと。（ただし、ファミリーシップ・パートナーシップの関係に基づく養子縁組の場合は除く。）

（２）今後の検討スケジュール（案）

2023 年９月　第２回愛知県人権施策推進審議会
・制度設計に係る骨子（案）について意見聴取
12 月　第３回愛知県人権施策推進審議会
・要綱（案）について意見聴取
2024 年１月　「人権施策に関する基本計画」に盛り込んでパブリックコメント
３月　第４回愛知県人権施策推進審議会
・最終案の確認
４月　ファミリーシップ制度運用開始（予定）

（参考１）愛知県人権尊重の社会づくり条例（抜粋）

全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。
これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であり、基本的人権を侵すことのできない永久の権利として全ての国民に保障している日本国憲法の精神にかなうものである。こうした理念の下に、全ての個人が自律した存在としてそれぞれの幸福を追求することができる社会を実現することは、県民の願いである。
本県は、これまで、人権教育・啓発に関する愛知県行動計画を策定し、人権が尊重され、差別や偏見のない郷土愛知の実現を目指して、人権に関する教育及び啓発を推進するとともに、愛知県男女共同参画推進条例、愛知県子どもを虐待から守る条例、愛知県障害者差別解消推進条例などを制定するほか、人権に関する課題に取り組んできた。
しかしながら、今もなお、人種、国籍、民族、信条、年齢、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、障害、疾病その他の事由による不当な差別が存在しており、また、インターネットの普及を始めとした情報化の進展、少子高齢化等の地域社会の変化、経済的格差の拡大等の経済社会の構造の変化などによって、人権に関する課題の複雑化及び多様化が進んでいる。
こうした不当な差別を始めとしたあらゆる人権に関する課題を解消していくためには、その解消に向けた取組をより一層推進するとともに、私たち一人一人が相互に人格と個性を尊重し合いながら支え合うことが必要である。
私たちは、このような認識を共有し、多様性を認め合う、誰一人取り残されることのない人権尊重の社会づくりのために、たゆまぬ努力を続けていくことを決意し、ここにこの条例を制定する。

第１章　総則　＜略＞

第２章 人権尊重の社会づくりに関する基本的施策等
第１節 基本計画等
（基本計画）
第５条 県は、人権施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。
２ 基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
一 人権施策についての基本的な方針
二 前号に掲げるもののほか、人権施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
３ 県は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、愛知県人権施策推進審議会（第 11 条及び第 12 条において「審議会」という。）の意見を聴くとともに、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。
４ 県は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
５ 前２項の規定は、基本計画の変更について準用する。

第５節 性的指向及び性自認の多様性についての理解の増進等
第 15 条 県は、性的指向（自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向をいう。次項において同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。同項において同じ。）の多様性についての県民及び事業者の理解を深めるために必要な教育、啓発その他の施策を講ずるものとする。
２ 県は、その事務又は事業を行うに当たり、性的指向及び性自認の多様性に配慮するよう努めるものとする。

第３章　愛知県人権施策推進審議会
第 16 条　この条例の規定によりその権限に属させられた事項を行わせ、及び知事の諮問に応じ人権施策の推進に関する重要事項を調査審議させるため、愛知県人権施策推進審議会（以下「審議会」という。）を置く。
２　審議会は、人権施策の推進に関する事項について調査審議し、知事に意見を述べることができる。
＜以下、略＞

（参考２）各自治体のパートナーシップ・ファミリーシップ制度導入状況

１　導入済み都道府県（14 都府県：2023 年９月１日現在）

都道府県名	制度開始日	根拠規定	異性カップル・事実婚を含む	ファミリーを含む
青森県	2022 年２月７日	要綱		
秋田県	2022 年４月１日	〃		
茨城県	2019 年７月１日	〃		
栃木県	2022 年９月１日	〃		
群馬県	2020 年 12 月 21 日	〃		
東京都	2022 年 11 月１日	条例※		
富山県	2023 年３月１日	要綱	○	
長野県	2023 年８月１日	〃		
岐阜県	2023 年９月１日	〃	○	
静岡県	2023 年３月１日	〃	○	
三重県	2021 年９月１日	〃		
大阪府	2020 年１月 22 日	〃		
福岡県	2022 年４月１日	〃		
佐賀県	2021 年８月 27 日	〃		

※　東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例

２　導入済み県内市町村（25 市町：2023 年９月１日現在）

市町村名	制度開始日	根拠規定	異性カップル・事実婚を含む	ファミリーを含む
名古屋市	2022 年 11 月 14 日	要綱	○	○
豊橋市	2021 年４月１日	〃		
岡崎市	2022 年４月１日	条例※	○	○
一宮市	2022 年９月１日	要綱	○	○
瀬戸市	2023 年８月１日	〃		○
半田市	2023 年４月１日	〃	○	○
春日井市	2022 年５月１日	〃		○
豊川市	2022 年７月１日	〃		
刈谷市	2023 年７月１日	〃		
豊田市	2021 年７月 16 日	〃		○
西尾市	2019 年９月１日	〃		
蒲郡市	2022 年１月４日	〃	○	
小牧市	2023 年２月１日	〃		○
新城市	2022 年４月１日	〃		
東海市	2023 年４月１日	〃		
大府市	2023 年７月１日	〃	○	○
知立市	2023 年４月１日	〃	○	○
高浜市	2022 年４月１日	〃		
豊明市	2020 年５月１日	〃	○	
日進市	2023 年３月１日	〃	○	
田原市	2022 年４月１日	〃		
みよし市	2022 年 10 月１日	〃		○
長久手市	2023 年６月１日	〃	○	○
豊山町	2022 年９月１日	〃		○
幸田町	2023 年７月１日	〃		

※　岡崎市男女共同参画の推進及び多様な性を尊重する社会を実現するための条例